

Smart Town YORO Project

データ連携基盤構築等

業務委託仕様書

令和5年6月

養老町

## 1. 業務目的

養老町は、町民のデジタルインフラとして整備を進めている地域通貨アプリ「養老 Pay」と町内の移動手段である養老鉄道・オンデマンドバスを公的認証済みの統合デジタル ID で連携させることで、住民・観光客のニーズに合わせた最適なクーポンや商品券を発行し、住民のウェルビーイングを向上させるとともに、関係人口を増やすことを目的とした「Smart Town YORO Project」事業を行う。

本業務においては、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスと連携した住民サービスの提供。行政サービスのデジタルシフトを志向し、その第一弾として、健康アプリの実装を本業務の目的に組み入れる。

## 2. 履行場所

岐阜県養老郡養老町内

## 3. 履行期限

契約締結日から令和6年3月15日まで

## 4. 業務概要

### 4.1. システム構築作業

受注者は、Smart Town YORO Project の内、下記サービスの構築を行うこと。

#### (ア)データ連携基盤

共通 ID サービスから連携される基本4情報等のデータを基に、外部サービス間のデータ連携（基本4情報やサービス間のポイント交換）を可能とする。また、各連携サービスからサービス利用状況を収集し、ダッシュボード画面に集計表示することで、自治体、各サービス提供事業者のPDCAサイクルへの活用を促す。

#### (イ)共通 ID サービス

マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを提供する。また、マイナンバーカードから取得した基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）をデータ連携基盤に連携する。

※自治体への導入実績があるサービスであること。

#### (ウ)健康アプリ

住民の人生100年時代における健康寿命の延伸に資するため、日々の健康記録などを通じたセルフケア、住民の同意の下に得られる健康データを活用した健康生活の支援を可能とするサービスを実装する。

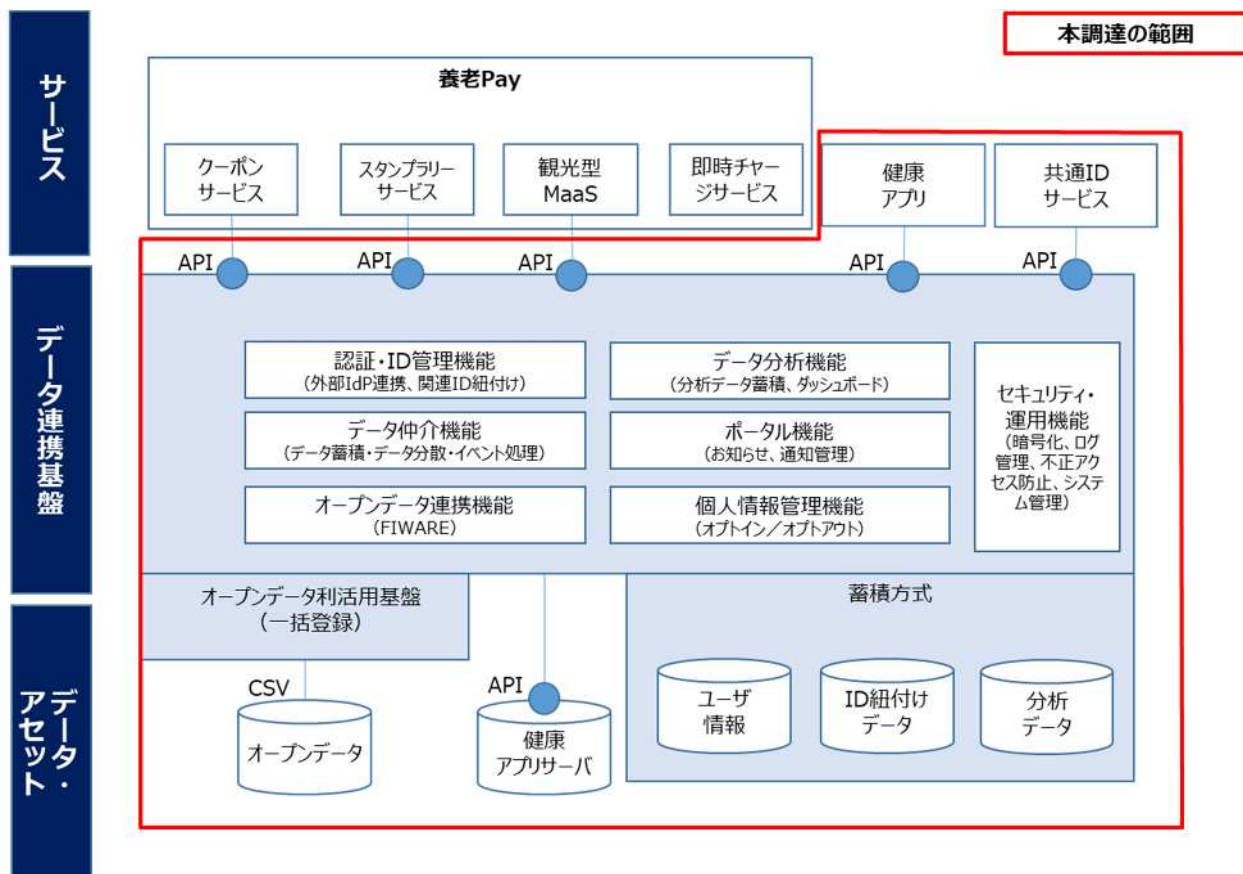


図1 全体システム構成図

#### 4.2. システム保守及び運用

受注者は、本システムの運用開始よりPDC Aサイクルを行ううえでの確認期間として、下記期間のシステム保守及び運用を無償で行うこと。

運用保守期間：本システム運用開始から令和7年3月31日まで

- (ア) システムに関する操作、障害などへの問い合わせ対応
- (イ) システム障害発生時における報告及び対処、再発防止策の検討
- (ウ) システムのメンテナンス等の事前連絡と実施報告

#### 4.3. その他

- (ア) データ連携基盤、共通IDサービス、健康アプリの開発マネジメント
- (イ) 本調達外の養老 Pay 含め各サービス事業者とのデータ連携基盤に関わる API 仕様調整、連携テスト等のマネジメント（調整）を行うこと。
- (ウ) 「Smart Town YORO Project」事業を推進する上で、必要となる業務については、積極的に提案を行うこと。

## 5. 機能要件等

各サービスの機能要件は以下のとおり。協議の上、別の手段で代替することも可とする。

### 5.1. データ連携基盤

#### 5.1.1. 認証・ID管理機能

(ア)外部 IdP（共通 ID サービス）と連携し、OIDC 等の仕組みを用いた認証（ログイン）を各サービスに提供できること。

(イ)共通 ID サービスで新たに発行する共通 ID と各サービスで既に発行されている ID の紐づけ情報が管理できること

(ウ)各サービスとの API によるデータ連携において、OAuth2.0 等の仕組みを用いてサービスクライアントの認証が行えること。また、接続元の IP を限定する IP 制限を設定可能なこと。

#### 5.1.2. データ分析機能

(ア)各サービスから連携されるオープンデータをダッシュボード画面に定量的に表示し、自治体が各サービスの運用成果を確認できること。

(イ)自治体がダッシュボード画面のメンテナンス操作ができること。

(ウ)ダッシュボード画面のメンテナンスが可能な管理者アカウントを2つ、参照用のアカウントを4つ（企画財政課、産業観光課、建設課、健康福祉課）用意すること。

#### 5.1.3. データ仲介機能

(ア)認証・ID管理機能と連携し、ID紐付け情報を用いることで、サービス間の異なるIDにおいて、API連携によるデータ連携を行い、各サービスのポイントをデジタル地域通貨（養老 Pay）に交換できること。

※本調達ではポイント交換可能なサービスは健康アプリのみを想定しているが、将来的に他サービスでも同じ仕組みを用いてポイント交換が行えるよう考慮して設計すること。

(イ)個人情報管理機能と連携し、基本4情報を住民の同意に基づいて外部サービスへデータ連携できること。

(ウ)データ仲介時のアクセスログを取得し、データ連携の履歴が確認できること。

(エ)構築事業完了後も、新たなサービスとのデータ連携が可能なこと。

#### 5.1.4. オープンデータ連携機能

(ア)NGSIV2に準拠したオープンAPIを備え、オープンデータの管理が行えること。

(イ)養老町が保有するCSV形式等のオープンデータを登録画面上からアップロードしNGSIV2のデータ形式に変換し、データブロッカー機能（FIWARE Orion）に登録できること。

(ウ)データフォーマットについてはGIF Government Interoperability Framework 政府相互運用性フレームワーク）の準拠を基本とする。

#### 5.1.5. 個人情報管理機能

(ア)外部 IdP（共通 ID サービス）が公的個人認証サービスによって取得した基本4情報（名前・性別・生年月日・住所）をデータ連携基盤に保存可能なこと。

(イ)オプトインに基づいてデータ仲介機能へ基本4情報を連携できること。

#### 5.1.6. セキュリティ・運用機能

(ア)将来的にデータ連携基盤と連携するサービスが拡充されることを考慮し、機能の追加や既存機能の更新等が容易に行えるような設計とすること。

(イ)個人情報の暗号化、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を行うこと。

(ウ)データのバックアップを行い、万が一の際にはデータ復旧が可能であること。

(エ)システムやネットワークの運用状況をログ管理し、障害発生時に原因特定が可能であること。

## 5.2. 共通 ID サービス

### 5.2.1. 利用者向け機能

- (ア) iOS および AndroidOS で動作するアプリを提供すること。
- (イ) マイナンバーカードを用いた公的個人認証が行えること。
- (ウ) 生体情報等を用いた多要素認証によるログインが可能であること
- (エ) ユーザの同一性の担保ができること
- (オ) ユーザにシングルサインを提供できること。

### 5.2.2. データ連携基盤との連携機能

- (ア) 一意性が高い共通 ID が発行できること。
- (イ) マイナンバーカードから基本 4 情報（名前・性別・生年月日・住所）の正確な情報取得が行えること。
- (ウ) 基本 4 情報（名前・性別・生年月日・住所）を提供する API を持ち、データ連携基盤から基本 4 情報を取得することができること。
- (エ) OIDC 等の仕組みを用いて、認証フローを提供し、ID トークン、アクセストークンの発行ができること。

### 5.3. 健康アプリ

#### 5.3.1. 利用者向け機能

- (ア) iOS および AndroidOS で動作するアプリを提供すること。
- (イ) iOS がもつヘルスケア、AndroidOS がもつ Googlefit とのデータ連携ができること。
- (ウ) 少なくとも一つ以上のウェアラブルデバイスとの連携ができること。
- (エ) ウェアラブルデバイスからデータ同期ができること。
- (オ) 計測機器(体組成計や血圧計等)からデータ取得ができること。
- (カ) 保健師が住民をグルーピングしアクティビティやバイタルが自動取得できること。
- (キ) 保健師との同意形成により住民自らが情報交換できること。
- (ク) 保健師が情報交換したデータを閲覧できる管理ツールを提供すること。
- (ケ) 住民が自主的にアクティビティやバイタルデータを入力できること。
- (コ) 健康に準ずる行動があった場合、ポイントを付与することができること。

#### 5.3.2. データ連携基盤との連携機能

- (ア) 健康アプリで取得されたデータを活用するための健康アプリバックエンドサービスを要していること
  - (イ) データ連携基盤が提供する認証 (ログイン) API によるログインができること。
  - (ウ) データ連携基盤のポイント交換 API を用いて健康アプリ内のポイントを養老 Pay の地域通貨に交換できること
  - (エ) データ連携基盤が提供するオープンデータ登録 API を用いて健康アプリの利用状況等のオープンデータをデータ連携基盤に登録できること。
- ※連携するオープンデータは養老町と協議の上決定すること。なお、本調達では健康アプリからデータ連携基盤へのパーソナルデータ (医療データ等) の連携は行わない。

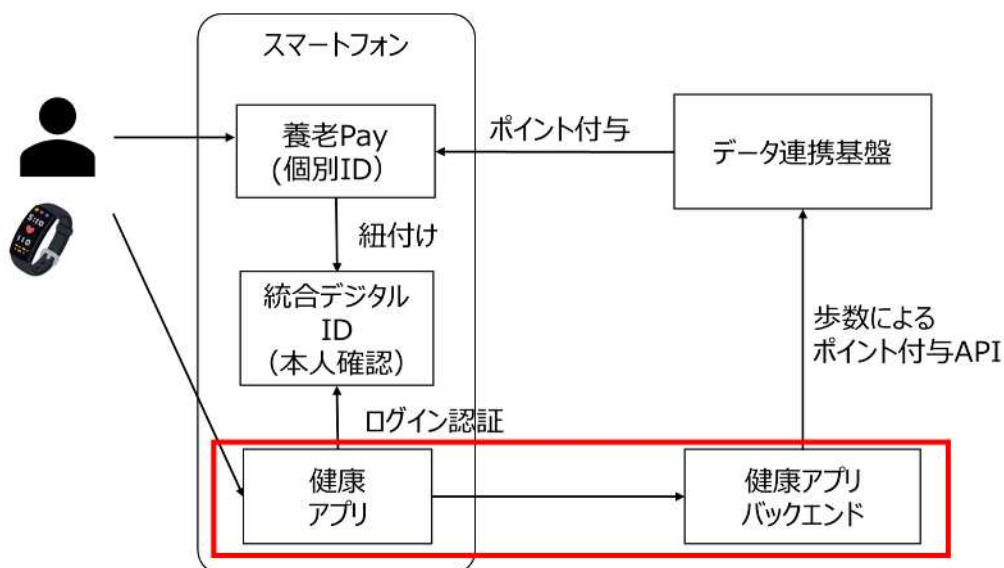


図2 健康アプリイメージ

## 6. 非機能要件

### 6.1. データ連携基盤

#### 6.1.1. 運用保守要件

- (ア) 計画的なメンテナンス等を除き、24時間365日稼働すること
- (イ) オンライン処理の反応時間は、利用者がストレスなく利用できるレスポンスタイム（3秒以内）であること。  
※オープンデータのファイルアップロード等の容量が大きいファイルに関しては別途設計工程にて基準値を決定する。
- (ウ) 導入後5年間は安定的に運用可能なシステム構成とし、データ保存容量も十分確保しておくこと。  
※具体的なデータ保存容量については受託者が養老町と協議の上決定すること。
- (エ) セキュリティ対策やバックアップ処理も含めて、データ連携基盤の保守管理については受託者が実施すること

#### 6.1.2. セキュリティ対策

- (ア) 養老町情報セキュリティポリシー及びスマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー、スマートシティセキュリティガイドラインに準拠すること
- (イ) 利用者毎のアクセス管理を行い、割り当てられた権限の範囲でのみ操作可能な仕組みであること
- (ウ) ウイルスやマルウェア等に対する対策を講じること
- (エ) 伝送データについては、SSL/TLS等の暗号化通信により第三者からの盗聴や改ざん等をされることなく安全に通信できること
- (オ) データ連携基盤が行う通信や処理に関するログを取得し、12ヶ月保存すること
- (カ) 信頼性・可用性を示した要件を満たすために必要なバックアップを行うこと
- (キ) 設計・テスト段階でセキュリティチェックを行うこと

## 6.2. 健康アプリ

### 6.2.1. 運用保守要件

- (ア) 三省三ガイドラインに準拠したクラウドサービスによる運用をみたしていること
- (イ) 定期的な動作環境に関する精査をおこない、バージョンアップの実施をみたしていること

### 6.2.2. セキュリティ対策

- (ア) ISO27001/ISMS もしくはプラバシーマークによる管理体制をみたしていること
- (イ) 第三者によるセキュリティ監査によるチェックをみたしていること

## 7. 提出物

受託者は、業務が完了したときは次の成果物を養老町に納品すること。

(ア) 本調達システム 一式

(イ) データ連携基盤に関わる自治体向け操作マニュアル 電子データ一式

(ウ) 共通 ID サービス、健康アプリに関わるサービス利用者向け操作マニュアル 電子データ一式

※アプリ内のオンラインヘルプでも可とする。

## 8. 著作権等

本件業務の成果物に含まれる著作物に関する著作権は、汎用的な利用が可能な著作物にかかる著作権を除き、養老町に帰属する。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項については、養老町と受託者が協議の上、別に定めることとする。